



農 計 第 6 2 3 号  
平成 1 8 年 8 月 4 日

茨 城 県 建 設 業 協 会 長 殿

農 地 局 長



茨城県土地改良工事共通仕様書の一部改正について

平成 1 7 年 4 月 1 日 から適用した標記のことについて、別紙のとおり内容を一部改正したので通知します。

なお、改正後の適用は平成 1 8 年 9 月 1 日以降の契約に係る工事からとします。

また、土地改良共通仕様書改訂版は、茨城県農林水産部農村計画課ホームページに掲載します。

## 茨城県土地改良工事共通仕様書

茨城県土地改良工事共通仕様書を次のように改訂し、平成17年 4月 1日より適用する。

### 追記

上記に伴い、平成15年12月26日付農計1991号による茨城県土地改良工事共通仕様書は、平成17年 3月31日をもって廃止する。

一部改訂 平成17年 7月27日（農計第1112号）（平成17年9月1日適用）

一部改訂 平成18年 8月 4日（農計第 623号）（平成18年9月1日適用）



# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行																	
<p>1-1-29 施工管理 [略]</p> <p>1-1-32 使用人等の管理 [略]</p> <p>1-1-33 工事中の安全管理 [略]</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年2月1日付け5地第7.2号農林水産大臣官房地方課其通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. ~9. [略]</p> <p>10. 請負者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4地改第308号農林水産省林道改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てる。次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。</p> <p>1) ~6) [略]</p> <p>11. ~19. [略]</p> <p>1-1-34 爆発及び火災の防止 [略]</p> <p>1-1-48 隠蔽の措置 [略]</p>	<p>1-1-29 施工管理 [略]</p> <p>1-1-32 使用人等の管理 [略]</p> <p>1-1-33 工事中の安全管理 [略]</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成6年2月1日付け農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. ~9. [略]</p> <p>10. 請負者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け農林水産省林道改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当てる。次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。</p> <p>1) ~6) [略]</p> <p>11. ~19. [略]</p> <p>1-1-34 爆発及び火災の防止 [略]</p> <p>1-1-48 隠蔽の措置 [略]</p>																	
<p><b>第2章 材料</b></p> <p><b>第1節 一般事項 [略]</b></p> <p><b>第3節 木材 [略]</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材 [略]</b></p> <p>2-4-1 一般事項 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材 [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 [略]</p> <p>1. ~6. [略]</p> <p>7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除き舗装厚生連（社）日本道路協会）によるものとし、次表の規格に適合したものとす。</p>	<p><b>第2章 材料</b></p> <p><b>第1節 一般事項 [略]</b></p> <p><b>第3節 木材 [略]</b></p> <p><b>第4節 石材及び骨材 [略]</b></p> <p>2-4-1 一般事項 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材 [略]</p> <p>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等 [略]</p> <p>1. ~6. [略]</p> <p>7. アスファルト用再生骨材 再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、設計図書に示す場合を除きアスファルト舗装厚生連（社）日本道路協会）によるものとし、次表の規格に適合したものとす。</p>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">旧アスファルト含有量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>骨材の微細分量試験で75µmを通過する量 (%)</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	旧アスファルト含有量 (%)	アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上	骨材の微細分量試験で75µmを通過する量 (%)	5以下	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</th> <th style="width: 50%;">洗い試験で突われる量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>旧アスファルト含有量 (%)</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	洗い試験で突われる量 (%)	アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上	旧アスファルト含有量 (%)	20以上	5以下
項 目	旧アスファルト含有量 (%)																	
アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上																	
旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	20以上																	
骨材の微細分量試験で75µmを通過する量 (%)	5以下																	
項 目	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	洗い試験で突われる量 (%)																
アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上																
旧アスファルト含有量 (%)	20以上	5以下																

新 旧 対 照 表

改 正 後

注1) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる飼料用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

注2) 各項目の数値は、不特定のアスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量のバラツキや乾燥生材の過度な湿入を避けることを配慮し、さらに実験を加味して定めたものである。

注3) アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20～13 mm、13～5 mm、5～0 mmの3種類の粒度や 20～13 mm、13～0 mmの2種類の粒度における分けられている場合が多い。

注4) アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm以下が2種類に別れている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試験で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13～0 mm相当分を求めてもよい。また、13～0 mmあるいは 13～5 mm、5～0 mm以外で分けられている場合には、あるいは分け前の全試験から 13～0 mmをある程度取りこれを対象に試験を行う。

注5) アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量および 75 μm を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表わす。

注6) 骨材の微粒分試験は、JIS A 1103 により、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の 75 μm 以下のとどまるものと、水洗後の 75 μm 以下のとどまるものを気乾もしくは 60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求める(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μm 以下の通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分試験で表わされる量の一部として扱う)。

注7) アスファルト混合物の切削材は、その品質が各項目に適合するものであれば、再生過熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がバラツキやすいので他のアスファルトコンクリート再生骨材と調整して使用することが望ましい。

8. ～10. [略]
- 第 5 節 鋼材 [略]
- 2-5-1 一般事項 [略]
- 2-5-2 鋼材 [略]
1. ～3. [略]
4. 鋼管 (1) ～ (10) [略]
- (1.1) WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆鋼管) [略]
5. 6. [略]
- 2-5-3 溶接材料 [略]
- 2-5-6 鉄線じやかご [略]
- 2-5-7 ガードレール等 [略]
- ガードレール等については、次の規格に適合したものとす。
1. ガードレール (1) ～ (3) [略]
- (4) ボルトナット
- 1) JIS B 1180 (六角ボルト)
- 2) JIS B 1181 (六角ナット)
- ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は強度区分 4.6 とし、ヒーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分 6.8 とするものとす。

現 行

注1) 各項目は 13～0mm の粒度区分のものに適用する。

注2) アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び 75 μm 以下のとどまる水洗いでの質量は、再生骨材の乾燥試験質量に対する百分率で表したものである。

注3) 洗い試験で表わされる量は、試験のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗いの前の 75 μm 以下のとどまるものと水洗後の 75 μm 以下のとどまるものを、気乾もしくは 60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである(旧アスファルトは再生骨材の質量に含まれるが、75 μm 以下の通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、洗い試験で表わされる量の一部として扱う)。

8. ～10. [略]
- 第 5 節 鋼材 [略]
- 2-5-1 一般事項 [略]
- 2-5-2 鋼材 [略]
1. ～3. [略]
4. 鋼管 (1) ～ (10) [略]
- (1.1) WSP A-101-2002 (農業用プラスチック被覆鋼管) [略]
5. 6. [略]
- 2-5-3 溶接材料 [略]
- 2-5-6 鉄線じやかご [略]
- 2-5-7 ガードレール等 [略]
- ガードレール等については、次の規格に適合したものとす。
1. ガードレール (1) ～ (3) [略]
- (4) ボルトナット
- 1) JIS B 1180 (六角ボルト)
- 2) JIS B 1181 (六角ナット)
- ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM20) は 4.6 とし、ヒーム継手用及び取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は 6.8 とするものとす。

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
<p>2. ガードケーブ (1)～(5) [略] (6) ボルトナット 1) JIS B 1180 (六角ボルト) 2) JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブ取付け用ボルト (ねじの呼びM10) は強度区分4.6とするものとする。</p>	<p>2. ガードケーブ (1)～(5) [略] (6) ボルトナット 1) JIS B 1180 (六角ボルト) 2) JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM12) 及びケーブ取付け用ボルト (ねじの呼びM10) はともに4.8とするものとする。</p>
<p>3. ガードハイク (1)～(4) [略] (5) ボルトナット 1) JIS B 1180 (六角ボルト) 2) JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は強度区分4.8とし、継手用ボルト (ねじの呼びM16 (種別M16 (種別Bp及びCp)) は強度区分6.8とするものとする。</p>	<p>3. ガードハイク (1)～(4) [略] (5) ボルトナット 1) JIS B 1180 (六角ボルト) 2) JIS B 1181 (六角ナット) ブラケット取付け用ボルト (ねじの呼びM16) は4.8とし、継手用ボルト (ねじの呼びM16 (種別Ap) M14 (種別Bp及びCp)) は9.8とするものとする。</p>
<p>第6節 セメント及びセメント混和材料 2-6-1 一般事項 [略] 2-6-2 セメント [略] 2-6-3 混和材料 1.～6. [略] 7. 急結材は、吹付けコンクリート用急結材品質基準 (社) 土木学会) の規格に適合したものとする。 8. [略] 2-6-4 コンクリート用水 [略]</p> <p>第7節 コンクリート二次製品 [略]</p> <p>第12節 塗料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項 第1節 適用 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 (1)～(39) [略] (40) 石綿除去予防規則 厚生労働省</p>	<p>第6節 セメント及びセメント混和材料 2-6-1 一般事項 [略] 2-6-2 セメント [略] 2-6-3 混和材料 1.～6. [略] 7. 急結材は、吹付けコンクリート用急結材品質基準 (社) 土木学会) の規格に適合したものとする。 8. [略] 2-6-4 コンクリート用水 [略]</p> <p>第7節 コンクリート二次製品 [略]</p> <p>第12節 塗料 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項 第1節 適用 [略] 第2節 一般事項 3-2-1 適用すべき諸基準 (1)～(39) [略]</p>

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
第3節 土工 [略]	第3節 土工 [略]
第6節 法面工 [略]	第6節 法面工 [略]
第7節 コンクリート [略]	第7節 コンクリート [略]
3-7-1 一般事項 [略]	3-7-1 一般事項 [略]
3-7-2 レディミクスコンクリート <b>変更なし</b> 1. 請負者は、レディミクスコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（ <del>コンクリート主任技術士等</del> ）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディミクスコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 2. ～6. [略]	3-7-2 レディミクスコンクリート 1. 請負者は、レディミクスコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技術士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディミクスコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 2. ～6. [略]
3-7-3 配合 [略]	3-7-3 配合 [略]
3-7-14 均しコンクリート [略]	3-7-14 均しコンクリート [略]
第8節 型枠及び支保 [略]	第8節 型枠及び支保 [略]
第21節 共通仮設費 [略]	第21節 共通仮設費 [略]

新 旧 対 照 表

改正後	現 行
第1編 共通編	第1編 共通編
第1章 ばね整備工事 [略]	第1章 ばね整備工事 [略]
第5章 河川及び排水路工事 [略]	第5章 河川及び排水路工事 [略]
第6章 管水路工事	第6章 管水路工事
第1節 適用 [略]	第1節 適用 [略]
第2節 一般事項	第2節 一般事項
6-2-1 適用すべき諸基準	6-2-1 適用すべき諸基準
請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。	請負者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。
(1) ~ (13) [略]	(1) ~ (13) [略]
(14) WSP A-101-2005 (農業用プラスチック被覆誘管)	(14) WSP A-101-2002 (農業用プラスチック被覆誘管)
(15) WSP A-102-2005 (農業用プラスチック被覆誘管ターナー付き直管の製作・施工指針)	(15) WSP A-102-2002 (農業用プラスチック被覆誘管ターナー付き直管の製作・施工指針)
(16) ~ (24) [略]	(16) ~ (24) [略]
6-2-2 一般事項 [略]	6-2-2 一般事項 [略]
第3節 土工 [略]	第3節 土工 [略]
第5節 管体基礎工 [略]	第5節 管体基礎工 [略]
第6節 管体工	第6節 管体工
6-6-1 硬質塩化ビニル管布設工 [略]	6-6-1 硬質塩化ビニル管布設工 [略]
6-6-3 ダクタイル鉄管布設工 [略]	6-6-3 ダクタイル鉄管布設工 [略]
6-6-4 鋼管布設工	6-6-4 鋼管布設工
1. 工場製作	1. 工場製作
(1) [略]	(1) [略]
(2) 溶接	(2) 溶接
1) ~ 9) [略]	1) ~ 9) [略]
10) 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050 A基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104の1種及び2種3類以上とする。	10) 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050 A基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104の1種及び2種3類以上とする。
① われ	① われ
② 溶込み不足	② 溶込み不足
③ プロローホール	③ プロローホール
④ アンダーカット	④ アンダーカット
⑤ スラグの巻込み	⑤ スラグの巻込み
⑥ 肉厚の過不足	⑥ 肉厚の過不足
⑦ 融合不良	⑦ 融合不良
⑧ オーバーラップ	⑧ オーバーラップ
11) , 12) [略]	11) , 12) [略]

# 新 旧 対 照 表

改 正 後

現 行

(3) 1) ~2) (略)  
 3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、腫厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。

管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ
直 管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005) J」	2.0mm 以上
テーパー付直管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005) J」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005) J」	2.0mm 以上

4) ~7) (略)

2. 挿付

(1) 挿付

1) ~3) (略)

4) 挿付けは、WSP 002-98及びWSP A-102-2005による。

(2) 溶接

1) ~6) (略)

7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002-98及びWSP A-102-2005による。

8) (略)

(3) 塗覆装

1) ~2) (略)

3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装はWSP 012-92プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。

テーパー付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2005による。

4) (略)

3. 鋳製異形管

(略)

(3) 1) ~2) (略)

3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、腫厚等の詳細仕様は、次表のとおりとする。

管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ
直 管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002) J」	2.0mm 以上
テーパー付直管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002) J」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水道用プラスチック被覆鋼管 (WSP 047-92) J」 「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2002) J」	2.0mm 以上

4) ~7) (略)

2. 挿付

(1) 挿付

1) ~3) (略)

4) 挿付けは、WSP 002-98及びWSP A-102-2002による。

(2) 溶接

1) ~6) (略)

7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP 002-98及びWSP A-102-2002による。

8) (略)

(3) 塗覆装

1) ~2) (略)

3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装はWSP 012-92プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由によりプラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用するものとする。

テーパー付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP A-102-2002による。

4) (略)

3. 鋳製異形管

(略)

新 旧 対 照 表

改正後

現 行

6-6-6 弁設置工  
 1. 請負者は、弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、第1編第3章第14節防食対策工の規定によるものとする。  
 2. 請負者は、弁類の設置に当たり、塗膜の欠損に注意するとともに、欠損した箇所については、同等以上の塗装を行わなければならない。  
 3. 請負者は、弁類を直装土中に埋設する場合には、第1編第3章第14節防食対策工の規定によるものとする。  
 4. 請負者は、ボルトの締付けについて、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工2. 既製異形管(2)の規定によるものとする。  
 5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、次表のとおりとする。

第7節 分水弁蓋工 [略]

第18節 水路復旧工 [略]

第7章 畑かん施設工 [略]

第11章 ため池改修工事 [略]

第12章 推進工事 [略]

第1節 適用 [略]

第2節 一般事項 [略]

12-2-1 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1) 下水道推進工法の指針と解説
- (2) 土木工事必携

(社) 日本下水道協会  
 (社) 日本下水道事業団

12-2-2 一般事項 [略]

第3節 土工 [略]

第5節 仮設工 [略]

6-6-5 弁設置工

1. 請負者は、弁類の設置に当たり、弁重量を構造物に伝達できる基礎構造とする。ただし、弁の固定については、第1編第3章第14節防食対策工の規定によるものとする。  
 2. 請負者は、弁類の設置に当たり、塗膜の欠損に注意するとともに、欠損した箇所については、同等以上の塗装を行わなければならない。  
 3. 請負者は、弁類を直装土中に埋設する場合には、塗膜の欠損に注意するとともに、第1編第3章第14節防食対策工の規定により、全体をポリ三チレンスリープで被覆保護しなければならない。  
 4. 請負者は、ボルトの締付けについて、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工2. 既製異形管(2)の規定によるものとする。  
 5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、次表のとおりとする。

第7節 分水弁蓋工 [略]

第18節 水路復旧工 [略]

第7章 畑かん施設工 [略]

第11章 ため池改修工事 [略]

第12章 推進工事 [略]

第1節 適用 [略]

第2節 一般事項 [略]

12-2-1 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- (1) 下水道推進工法の指針と解説
- (2) 土木必携

(社) 日本下水道協会  
 (社) 日本下水道事業団

12-2-2 一般事項 [略]

第3節 土工 [略]

第5節 仮設工 [略]

新 旧 対 照 表 (追加分)

改 正 後	現 行
<p>1-1-27 工事完成検査 (追加)</p> <p>1 請負人は、契約書31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 請負人は、工事完成通知書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書(追加,変更指示も含む。)に示される全ての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図、及び工事報告書の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。</p> <p>3 発注者は、工事検査に先立って、請負人に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4 検査員は、監督員及び請負人の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来方について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>5 検査員は、修補の必要があると認められた場合には、請負人に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>6 請負人は、当該工事完成検査については、1-1-25第5項の規定を準用する。</p> <p>1-1-28 既済部分検査 (追加)</p> <p>1 請負人は、契約書台37条第3項の部分払いの確認請求を行った場合、又は、契約書第38条第1項の工事完成の通知を行った場合、既済部分に係る検査を受けなければならない。</p> <p>2 請負人は、契約書第37条に基づき部分払いの請求を行う場合、本条1の検査を受ける前に監督員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>3 請負人は、検査員の指示による修補について、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p>4 請負人は、製作工場における検査に当たり1-1-25第5項に準じなければならない。</p>	<p>1-1-27 脱落</p> <p>1-1-28 脱落</p>



土木工事共通仕様書改正箇所一覧

編	章	節	項	変更内容				
第2編	工事別編	第1章	現場整備工事	変更なし				
				第3章	施工共通事項	変更なし		
				第1節	通用	変更なし		
				第2節	一般事項	1項 適用すべき諸基準	労働安全衛生法に基づく「石綿曝露予防規則」がH17年7月1日に施行されたのに伴い追加	
				第3節	土工	変更なし		
				第6節	法面工	1項 一般事項	変更なし	
				第7節	コンクリート工	2項 レティックストコンクリート	変更なし	
				3項 配合	変更なし			
				~				
				第8節	型枠及び支保	1,4項 均しコンクリート	変更なし	
				~				
				第21節	共通仮設費	変更なし		
				第6章	河川及び排水路工事	第1節 通用	変更なし	
				第7章	管水路工事	第2節 一般事項	1項 適用すべき諸基準	日本水道協会協会の見直しによる制定年の変更
				第3節	土工	2項 一般事項	変更なし	
~								
第5節	管体基礎工	1項 硬質塩化ビニル管布設工	変更なし					
第6節	管体工	~	変更なし					
3項	ダクタイル鑄鉄管布設工	変更なし						
第18章	畑かん施設工事	第1節 管布設工	4項	「水道用塗覆鉄鋼管の異形管検査施工要領」がH16年9月に改正され、溶接部の放射線透過試験による合格判定について、異形管の場合の記載を追加				
第18章	ため地改修工事	第2節 分水弁置工	5項	日本水道協会協会の見直しによる制定年の変更				
第20章	推進工事	第7節 分水弁置工	~	弁類を直轄土中に埋設する場合は記載を、第1編第3章第14節防食対策工の表記に変更				
第18章	畑かん施設工事	第18節 水路復旧工	変更なし					
~								
第18章	ため地改修工事	第1節 通用	変更なし					
第20章	推進工事	第2節 一般事項	1項 適用すべき諸基準	変更なし				
第3節	土工	2項 一般事項	変更なし					
~								
第5節	仮設工	変更なし						